

「支障木伐採及び除草作業」仕様書

1 業務名 支障木伐採及び除草作業

2 業務の目的

本件は、京都市の管理地において支障木伐採及び除草作業を実施し適切な道路空間を確保するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

4 履行場所

- ① 京都市右京区西京極橋詰町 地内
- ② 京都市右京区西京極堤下町 地内

詳細については、**別紙1**【箇所図】**別紙2**【現況写真】を参照

5 業務内容

支障木伐採及び除草作業 一式

詳細については、「特記事項」を参照

6 支払条件

業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

特記事項

- 1 作業実施に際し、各官公庁との必要な手続きを行うこと。
(道路使用許可等)
- 2 作業着手の2週間前までに、市担当職員へ実施予定日の調整を行うこと。
- 3 近隣住民や通行人、通行車両との間で問題が生じないように留意するとともに、必要に応じて交通誘導警備員の配置等、安全の確保に十分努めること。
- 4 本作業にて発生した発生材等は西部土木みどり事務所のストックヤードに搬入すること。
なお、事前に搬入日時及び搬入量について市担当職員と調整をすること。

搬入時には、次の内容を順守すること。

① 幹径 20 cm以下の幹、枝等は長さ 2m 以下に小割し搬入すること。

② 幹径 20 cmを超えるものについては、半割り等にて 20 cm以下に小割し搬入すること。

なお、根等については、ストックヤードにて小割を指示することがある。
- 5 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 6 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 7 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成しメール等にて本市担当者に提出すること。

箇所図 ①



現況写真

除草
伐採（地際）

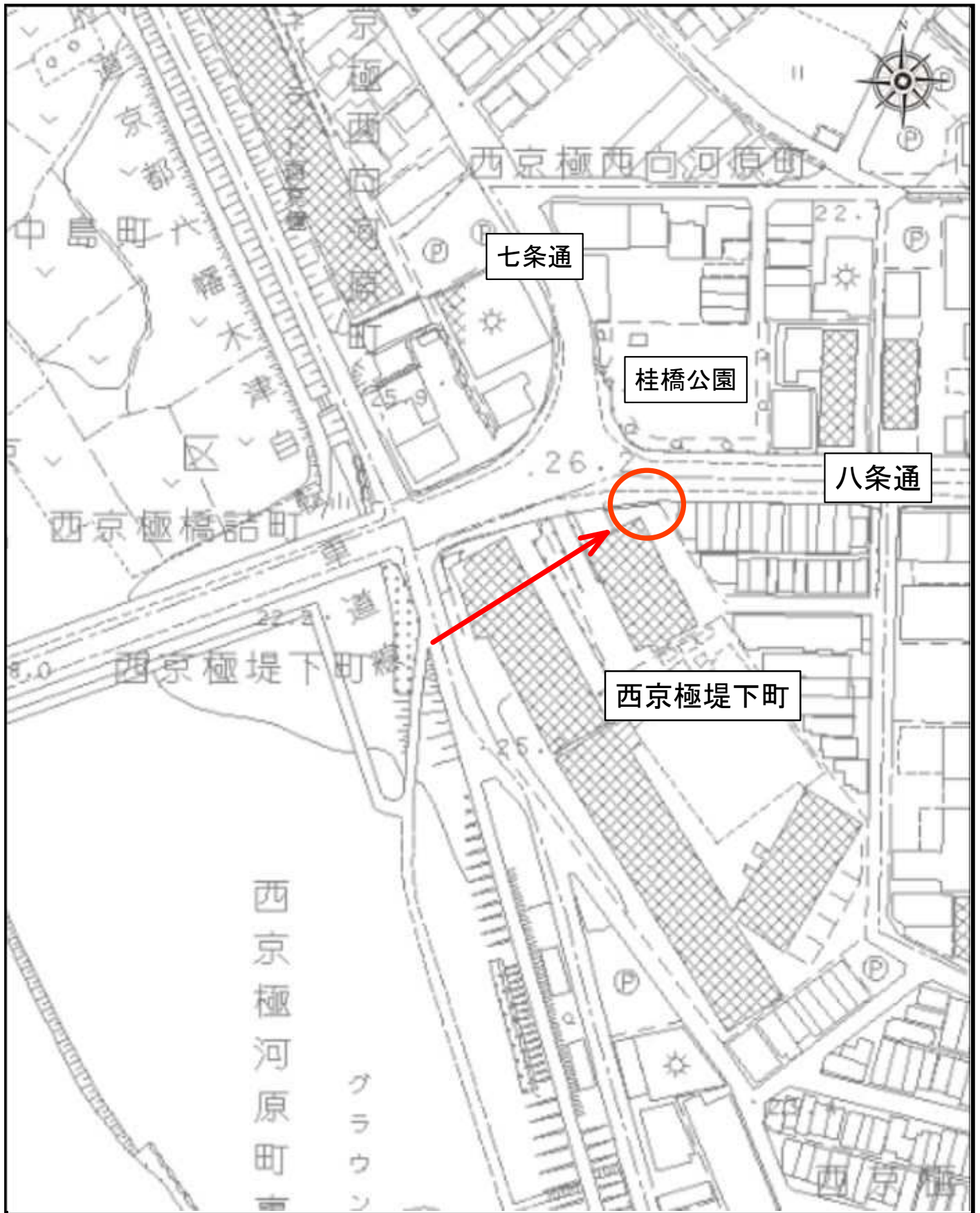








箇所図 ②





株立ち 2株の伐採（地際で）





地際での伐採





作業時、車の乗り入れ可能箇所
2~3台程度